

帰還困難区域（大熊町）所在の、本件事故当時、現実には居住の用に供されていなかった建物（居宅）に保管されていた、申立人らが亡父及び亡母から相続した家財の財物損害について、原発事故以前から頻繁に上記居宅の掃除がされており、たまに家財が使用されることもあったこと等を踏まえ、東京電力の直接請求手続における単身世帯の定型金額による賠償額の3割が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡Aが昭和62年12月〇日に、亡B（以下、亡Aと併せて、「被相続人ら」という。）が平成22年3月〇日に死亡し、申立人らが、別紙物件目録記載の建物に存する被相続人らの動産の所有権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人らの全相続人であること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、次の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

- (1) 別紙物件目録記載の建物に存する家財一式 金97万5000円
なお、高額家財として請求されているもののうち以下のものを含む。
 - ア 洋服ダンス（写真番号〇）
 - イ 整理ダンス（写真番号〇）
 - ウ 電気温水器（写真番号〇）
- (2) 家財の賠償に関する諸費用 金1万円

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として金98万5000円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人の双方が1通ずつをそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年3月15日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 倉林千枝子）